お借入条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

- ・ お客さまからお借入条件の変更等のご相談やお申込みを受けた場合には、もれなくその 内容を記録し、案件進捗管理を行います。お申込みの受付けに際しては、ご希望される お借入条件の変更等の内容、お申込みの経緯、他の金融機関を含めたお借入の状況、回 答期限等を伺います。
- ・ 営業店の担当者は、各自が受付けたお借入条件の変更等の申込みの検討状況について、 役付者・金融円滑化統括責任者にもれなく報告します。金融円滑化統括責任者は当該申 込みがもれなく記録されていることを点検します。
- ・ 営業店の金融円滑化統括責任者は、定期的にお申込み案件の進捗状況を点検し、検討が 迅速かつ適切に行われるよう、役付者ならびに担当者を指導します。また、定期的に申 込み、応諾、謝絶および検討の進捗状況を取りまとめ、金融円滑化部店責任者に報告し ます。
- ・ 営業店の金融円滑化部店責任者は、案件検討の進捗確認を行うとともに、案件検討が迅 速かつ適切に行われているかを点検し、本部(金融円滑化管理部門)に報告します。
- ・ 金融円滑化管理部門は、営業店からの報告の取りまとめを行うほか、金融円滑化管理状況を把握し、金融円滑化管理責任者に報告します。
- ・ 金融円滑化管理責任者は金融円滑化管理状況を把握し、必要な金融円滑化に関する諸施策を取締役会等に報告・協議します。

取締役会等は報告・協議の内容を検証し、必要に応じて、管理体制の見直し等を、金融 円滑化責任者に指示します。

